

大阪と東京の規制等の比較

項目名	比較のポイント	規制の根拠	大阪の事例	東京の事例
1 デジタルサイネージ (サイズ)	・屋外広告物の面積 (東京 100 m ² 、大阪 50 m ²)	屋外広告物条例、 建築美観誘導制度 景観形成特別地区 等	・道路に面した大型ビジョン (千日前交差点前(13 m ²)、阿倍野(20 m ²)) 【規制内容】 ・建築美観誘導路線(御堂筋、堺筋、土佐堀通)では、点滅又は動く広告物は原則設置不可。 ・外壁面積の 1/10 かつ 50 m ² 以内の制限有。(誘導基準があり、建築前に事前協議要。) 【今後の動き】 ⇒市都市景観委員会において、同路線のデジタルサイネージ等のあり方を現在検討中	・道路に面した大型ビジョン (新宿駅(96 m ²)、渋谷駅(94 m ²)等) 【規制内容】 ・建築物壁面への広告は、商業地域内は 100 m ² 以下、それ以外は 50 m ² 以下の制限 ・住居専用地域や景観形成特別地区(新宿御苑、墨田区・品川区の一部)等禁止区域有
2 高速道路下の照明・広告	高速道路高架下の 営利目的の広告は 原則不可 公共性のある照明・ 広告の設置は可能	道路法、道路交通 法、屋外広告物条 例、日本高速道路 保有・債務返済機 構の広告許可基準	・阪神高速道路下の照明(中之島) 【規制内容】 ・日本高速道路保有・債務返済機構の広告許可基準では、①公共性②公益性③安全性④無余地性があるものに限り、広告設置を認めており、営利目的は不可とされている。 ・また道路管理者の維持管理に支障が生じる長期は不可とされている。	首都高速道路下の広告・照明 ・オリンピック関係の広告として日本橋に広告設置 ・六本木などで高速道路下に LED 照明設置 【規制内容】 ・許可基準等は大阪と同じ(全国一律)
3 板塀の絵	東京の都心部では、 工事塀に絵を描く事 例が多数存在	・道路法 (道路占用許可) ・道路交通法 (道路使用許可) ・屋外広告物条例、 同規則	あべのハルカス工事塀など 【規制内容】 ・交通等の支障がない場合は、道路占用・道路使用許可による板塀設置は可能。板塀に絵・イラストを描くことは原則可能。ただし、商品等の宣伝広告は認められない。 ・作業用構造物(足場等)設置の場合は許可要	表参道ヒルズ(渋谷区)の仮囲い (グリーングリーンスクリーン) 【規制内容等】 ・法的には大阪と同じ 【その他】 ・渋谷区では、景観形成特定地区(表参道、代官山、新宿御苑、渋谷駅)を定め、建築物等の建設行為(色彩をグリーン、白等に限定等)を制限。

<p>4 歩行者天国</p>	<p>歩行者天国が大阪にはほとんどない</p>	<p>道路交通法（歩行者用道路の車両規制実施基準）</p>	<p>中之島一帯（日曜、祝日(10～16時)） ※年1回のイベント等は事例あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋葉原地区(日曜)、 ・銀座地区(土曜、日曜、休日)、 ・新宿地区（日曜、休日）
<p>5 公道上のイベント</p>	<p>公道上のイベントが大阪ではほとんどない</p>	<p>同上</p>	<p>御堂筋 KAPPO など ※水都大阪イベントの一環で中央公会堂で路上ライブ開催 (道路での客席設置は全国初。府警と調整)</p>	<p>原宿表参道元気祭・ス・ポ・よさこいなど 表参道、NHK前の路上でイベント開催 (H25.8.24,25、約80万人(H24)参加)</p>
<p>6 空中権売買</p>	<p>大阪では空中権売買の事例がない</p>	<p>都市計画法に基づく「特例容積率適用地区制度（H14に地区指定）」 建築基準法に基づく一団地の総合設計制度（S59）など・</p>	<p>ANA クラウンラザ大阪(旧大阪全日空ビル) (開発者：大阪建物、クラブ関西) ・根拠：建築基準法に基づく一団地の総合設計制度（S59） ・概要：本地区の基準容積は600%だが、隣接する「クラブ関西」の未利用容積を購入。 (対価：12.6億円(9500円/㎡))</p> <p>※梅田、なんば、天王寺等は、都市再生特別地区として認められた容積率内で計画されており、現時点では大阪は東京駅再開発のようなニーズがないと思われる</p>	<p>東京駅・丸の内パークビル等 (開発者：JR東日本) ・根拠：都市計画法に基づく「特例容積率適用地区制度（H14に地区指定）」 ・概要：本地区の基準容積は1300%だが、都市再生特別地区指定として230%割増（内、東京駅の未利用分は130%）</p>
<p>7 大学設置</p>	<p>大阪では都心部に大学が少ない</p>	<p>大学設置基準（文科省告示） ※工場等制限法</p>	<p>・大阪市内大学数(H24)：11校 【過去の規制】 工場等制限法（2002年廃止）で大学の新增設が制限されていたため、大学が郊外に移転。そのため都心部での大学立地件数が減った。</p> <p>・高層ビル大学：大阪工業大学 梅田キャンパス (大阪市北区、22階建て、2016年秋完成予定) 【規制内容等】 大学設置基準で、校地面積として学生1人あたり10㎡で算定した面積を求めるなどの基準があるため、高層ビルのみ大学は認められない</p>	<p>・東京23区内大学数(H24)：94校 ・高層ビル大学：法政大学 市ヶ谷キャンパスなど (東京都千代田区、27階建て) 【規制内容等】 ・大阪と同じ</p>